別表第二

番号	単位時間	騒音の強度及びひん度
一・二	（略）	（略）
三	十五時から十九時までの全時間を四等分した時間（教育又は保育に係るものに限る。）	七十五デシベル以上の騒音が十二回以上

注1　第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

2　第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

3　（略）

4　第三号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が一週間の単位時間の総数の五パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

別表第三

番号	時刻区分	単位時間	騒音の強度及びひん度
一	（略）	（略）	（略）
二	十五時から十九時まで	当該区分の全時間を四等分した時間	七十五デシベル以上の騒音が十二回以上
三	十八時から二十三時まで	当該区分の全時間を五等分した時間	七十デシベル以上の騒音が二回以上
四	二十三時から八時まで	当該区分の全時間	八十デシベル以上の騒音が四回以上

注　この表は、上欄のいずれかの時刻区分に対応する中欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が当該時間区分一週間の単位時間の総数の三十パーセント以上（十五時から十九時までの時刻区分にあつては五パーセント以上、二十三時から八時までの時刻区分にあつては百パーセント）であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

附　則

この告示は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第五百四十九号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第三条ただし書の規定に基づき、昭和四十五年運輸省告示第百六十号（教育施設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表第二

番号	単位時間	騒音の強度及びひん度
一・二	（略）	（略）

注1　第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が、下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

2　第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの騒音の強度及びひん度が、下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

3　（略）

（新設）

別表第三

番号	時刻区分	単位時間	騒音の強度及びひん度
一	（略）	（略）	（略）
二	十八時から二十三時まで	当該区分の全時間を五等分した時間	七十デシベル以上の騒音が二回以上
三	二十三時から八時まで	当該区分の全時間	八十デシベル以上の騒音が四回以上

注　この表は、上欄のいずれかの時刻区分に対応する中欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が、下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、当該時間区分一週間の単位時間の総数の三十パーセント以上（二十三時から八時までの時刻区分にあつては百パーセント）であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。